

令和元年台風19号による被災納税者に対する  
市税の申告等に関する期限の指定について（お知らせ）

令和2年7月10日

大分市では、令和元年台風19号により被災された納税者等について、市税の申告等に関する期限を延長しているところですが、この度、その期限を以下のとおり定めましたのでお知らせします。

**○延長後の期限**

法人市民税について、申告等の期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までに到来するものは、令和2年8月31日とします。

※法人市民税以外の税目については、令和2年4月3日付大分市告示第159号において、延長後の期限は令和2年4月30日としています。

**○お問い合わせ先**

法人市民税に関すること  
税の納付に関すること

市民税課 電話097-537-5609  
納税課 電話097-537-5611